

対象について②

設備価格	100万円以上1億円以下（消費税込・千円未満切り捨て） ※割賦の場合、最大1億2000万円まで申込可能。ただし、1億円を超える金額（最大2000万円）は契約時に前納が必要です。 ※単品価格が100万円未満でも、複数設備の合算で100万円以上となれば申込可能																				
利用限度額	単年度あたり1億円まで利用可能（累計残高2億円まで） ※既に貸与を受けている設備がある場合、その設備の残高と合わせて2億円を超える申し込みはできません。																				
支払期間	<p>割賦</p> <p>[支払期間] 3～10年 (設備の法定耐用年数以内で任意設定)</p> <p>※元本は1年据え置き。 ※契約時に設備価格の10%の保証金が必要です。 ※原則として利用者都合による繰上償還はできません。</p>																				
	<p>リース</p> <p>[リース期間] 3～10年 (設備の法定耐用年数により右表より選択)</p> <p>※車両及び特注設備は、リースでのお申し込みはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐用年数</th> <th>リース期間</th> <th>耐用年数</th> <th>リース期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5年</td> <td>3年(36ヶ月)</td> <td>7～13年</td> <td>7年(84ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>4～7年</td> <td>4年(48ヶ月)</td> <td>8～14年</td> <td>8年(96ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>5～8年</td> <td>5年(60ヶ月)</td> <td>9～15年</td> <td>9年(108ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>6～11年</td> <td>6年(72ヶ月)</td> <td>10～18年</td> <td>10年(120ヶ月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支払期間の延長については、下部注釈をご確認ください。</p>	耐用年数	リース期間	耐用年数	リース期間	3～5年	3年(36ヶ月)	7～13年	7年(84ヶ月)	4～7年	4年(48ヶ月)	8～14年	8年(96ヶ月)	5～8年	5年(60ヶ月)	9～15年	9年(108ヶ月)	6～11年	6年(72ヶ月)	10～18年	10年(120ヶ月)
耐用年数	リース期間	耐用年数	リース期間																		
3～5年	3年(36ヶ月)	7～13年	7年(84ヶ月)																		
4～7年	4年(48ヶ月)	8～14年	8年(96ヶ月)																		
5～8年	5年(60ヶ月)	9～15年	9年(108ヶ月)																		
6～11年	6年(72ヶ月)	10～18年	10年(120ヶ月)																		
損料率(利率) 月額リース料率	<p>割賦</p> <p>[損料率] 0.7～1.5%/年 (0.2%刻みで5段階)</p> <p>リース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>リース期間</th> <th>月額リース料率</th> <th>リース期間</th> <th>月額リース料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年</td> <td>2.894～2.935%</td> <td>7年</td> <td>1.297～1.335%</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>2.199～2.240%</td> <td>8年</td> <td>1.145～1.183%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>1.776～1.816%</td> <td>9年</td> <td>1.028～1.065%</td> </tr> <tr> <td>6年</td> <td>1.498～1.537%</td> <td>10年</td> <td>0.933～0.970%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 損料率(利率)・リース料率の軽減については、下部注釈をご確認ください。</p>	リース期間	月額リース料率	リース期間	月額リース料率	3年	2.894～2.935%	7年	1.297～1.335%	4年	2.199～2.240%	8年	1.145～1.183%	5年	1.776～1.816%	9年	1.028～1.065%	6年	1.498～1.537%	10年	0.933～0.970%
リース期間	月額リース料率	リース期間	月額リース料率																		
3年	2.894～2.935%	7年	1.297～1.335%																		
4年	2.199～2.240%	8年	1.145～1.183%																		
5年	1.776～1.816%	9年	1.028～1.065%																		
6年	1.498～1.537%	10年	0.933～0.970%																		

※1 支払期間
●大阪府内の各商工会議所、商工会の紹介状がある場合、支払期間を2年まで延長することができます。(ただし、最大支払期間は10年以内。)

※2 損料率(利率)・リース料率の軽減
●以下の認証等を受けた企業については、金利軽減措置が受けられます。
①カーボンニュートラルに取り組む企業。(経済産業省・環境省が補助対象としている設備等を導入する企業。)
②創業予定者・創業1年未満の企業、又は、要件を満たす商工会議所・商工会の会員等で、商工会議所・商工会の支援により申込書類を揃え、設備導入後、6カ月程度継続して支援を受けることができる企業。(創業5年超の企業は、初めて当制度を利用する場合に限る。)
③中小企業等経営強化法による承認を受けた経営革新計画に基づく設備を導入する企業。

④大阪のものづくり看板企業(匠)の認証を受けた企業。
⑤大阪府IoT推進ラボのIoT診断結果に基づき、IoT設備を導入する企業。
⑥大阪府および当財団のDX推進事業の支援を受けてDX設備を導入する企業(設備価格50万円以上を対象)
※金利軽減措置を受けるには一部条件があります。

※3 加重平均計算による法定耐用年数の計算例

設備名	価格(千円)	法定耐用年数	各設備ごとの平均
工作機械	20,000	12年	20,000÷12=1,667
フォークリフト	2,500	4年	2,500÷4=625
計	22,500		22,500÷(1,667+625)≒9.82 → 9年

割賦とリースの違い

	割賦	リース
支払方法	月賦 元金均等支払 ▶ 口座振替 ※契約時に設備価格の10%の保証金が必要です。 (お預かりした保証金は支払の最終期間から充当します) ※元本は1年据え置き。	毎月(後払い) ▶ 口座振替
設備の所有権	支払完了まで財団に所有権を留保し 支払完了後は所有権が移転します。	支払完了後も財団に所有権があります。※1
会計処理	●設備価格(P5お支払例の表中「設備相当額」)は、取得価額として資産に計上できます。 ただし、取得価格が30万円未満の設備については、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により、全額を費用に計上できます。(詳細は税務署でお問合せください) ●割賦損料は支払利息として費用に計上できます。	平成20年4月1日からリース契約についての会計上の処理が変更されております。 中小企業の会計処理においてはリース料は従来どおり費用に計上することが可能です。 ※詳細については税務署 または顧問税理士等にご確認ください。
減価償却	償却の対象となり、 設備内容により特別償却ができます。 ※詳細は税務署でお問合せください。	会計処理で費用に計上した場合、償却はできませんが、設備の耐用年数より短くリース期間を設定していますので、短期間で償却できるのと同じ効果があります。
事務処理	所轄市区町村へ 償却資産の申告をしていただきます。	償却資産の申告、固定資産税の納付、減価償却費の計算、火災保険(共済)の加入及び納付は財団が行います。

※1 リース期間の満了後について
①リース設備を継続して使用される場合は、リース期間満了の2ヶ月前までに申し出があれば、契約更新(再リース)することができます。再リースは何回でも可能です。
②再リース料の年額は、1ヶ月分のリース料で契約更新時に一括支払していただきます。
③リース設備は譲渡できませんので、更新(再リース)の申し出が無い場合は引き上げて処分いたします。この場合の引き上げ費用は企業者の方でご負担いただきます。

● 利用者の経費負担

	割賦	リース
固定資産税	申告および納税が必要	—
火災保険料(共済)	契約時に一括納付(5年分) ※支払完了まで更新して頂く必要があります。	—
自動車総合保険(任意保険)	契約および加入が必要	—
設備の設置費用	—	運送・運搬費、据付工事費、その他設置にかかる費用 ※2
設備保守修理費用	—	日常・定期保守費用、修理費用 ※3
口座振替手数料	—	割賦料・リース料の口座引落し費用

※1 補償内容: 対人無制限、対物無制限、一般車両保険(車両購入価格を最低補償)保険契約後・契約更新毎に保険証書の写しを提出していただきます。
※2 車両の場合、本体・オプション等付属品以外の諸費用は制度対象外として利用者の負担となります。
※3 上記火災保険(火災共済 リースの場合は財団負担)は、火災等の原因以外での設備修理費用に充てることはできませんので、利用者の方で機械保険等の契約加入をお勧めします。